

平成23年9月13日

様

国が早急に予算措置すべき 事項等に関する要請書

原子力発電関係団体協議会



会 長	青森県知事	三 村	申 吾
副会長	茨城県知事	橋 本	昌
	北海道知事	高 橋	はるみ
	宮城県知事	村 井	嘉 浩
	福島県知事	佐 藤	雄 平
	新潟県知事	泉 田	裕 彦
	石川県知事	谷 本	正 憲
	福井県知事	西 川	一 誠
	静岡県知事	川 勝	平 太
	島根県知事	溝 口	善兵衛
	山口県知事	二 井	関 成
	愛媛県知事	中 村	時 広
	佐賀県知事	古 川	康
	鹿児島県知事	伊 藤	祐一郎

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、発生後半年を経過したが、未だ収束に至らず、周辺の多くの住民は避難生活が長期化し、生活不安が深刻となっている。また、放出された大量の放射性物質による広範囲に及ぶ生活圏の汚染や農林水産物や畜産物等の汚染によって多くの国民が不安にさらされている。

こうした原子力災害の重大性に鑑み、事故発生時には国が責任を持って国民の安全を確保することを明確にする必要があると考える。

原子力発電関係団体協議会としては、これまで三度にわたり、国に要請を行ってきたところであるが、引き続きそれらの確実な実施を強く求めるとともに、その後の状況を踏まえ、国においては、万一の事故の場合でも適切に対応できる体制整備や放射性物質による被害対策等について、今年度第3次補正予算及び平成24年度当初予算で予算措置するなど、早急に対応するよう次のとおり要請する。

1 原子力防災体制の整備について

- (1) いわゆる防災指針等については、現在、見直しに向けた議論がなされているところであるが、福島第一原子力発電所の事故の影響が広範囲にわたっていることを踏まえ、早期に以下の整備等の実施ができるよう、交付金制度の拡充に向けた財政措置を行うこと
- ・ モニタリングポスト固定局の増設、可搬型モニタリングポストの追加配備
 - ・ 既存のオフサイトセンターの機能及び緊急時モニタリング拠点のゲルマニウム半導体検出器、放射線テレメータシステム等の機能をバックアップする代替施設や資機材の整備
 - ・ 内部被ばく検査用機器の追加整備や被ばく医療体制の強化
 - ・ これまで統合原子力防災ネットワークの対象外であった地域への範囲拡大や、複合災害時の機能維持のために必要な施設や機器の整備
 - ・ 地方自治体において防災計画を見直す際に必要となる調査・検討
- (2) オフサイトセンターや官公庁等の防災機関、主要医療機関等へ放射性物質が進入することを防ぐための換気・空調設備の設置や電源・通信機能の強化等、災害対応施設の機能強化に対し、財政支援を行うこと
- (3) 福島第一原子力発電所の事故における状況を踏まえ、原子力災害発生時における、人、車両等の放射性物質を除染する施設や資機材の整備に対し、財政支援を行うこと
- (4) 大規模な原子力災害時に適切な対応ができるよう、長期避難・長期災害対応のための食糧や飲料水、安定ヨウ素剤等の薬剤、緊急時モニタリング機器等、原子力防災に必要となる資機材について、立地自治体が一定の整備を行うための財政支援を行うとともに、国においても整備・備蓄し、災害発生時に国が自治体を支援するなど、国として広域的な防災体制を整備すること
- (5) 自然災害と原子力災害の複合災害が発生した場合でも、避難や輸送が迅速かつ的確に行えるよう、陸路による避難経路や輸送経路の整備・防災機能強化に加え、船舶による海上輸送やヘリポートの整備による空輸など、総合的かつ広域的な視点に立った避難経路や物資輸送経路の整備に対して財政支援を行うこと

- (6) 防災指針の見直しにあたっては、原子力発電所で起こり得る事故想定について見直しを行った上でE P Zの見直しを行うとともに、災害時の対応については、今回のような長期的対応が必要となることも想定し、今回指示された「計画的避難区域」等の長期の低線量被ばくに基づく避難指示の基準についても明確に示すこと

その際、これらの指示の解除についても、根拠となる判断基準を示すこと

2 放射性物質を含む廃棄物等に対する対策について

汚染された稲わら、堆肥や降下物中の放射性物質が集積される汚泥等、放射性物質を含む廃棄物については、国が安全な取扱、管理方法について地方自治体に示し、その管理のために必要となる費用について、財政支援を行うとともに、処分施設については、国の責任において整備・管理すること

3 放射性物質による農林水産業や畜産業等への被害等に対する対策について

- (1) 国産牛肉に対する消費者の不安を払拭し、風評被害の拡大を防ぐため、国の責任において、検査方法や検査部位、検査期間等について全国統一した基準による牛の全頭検査の実施体制を早急に確立すること
- (2) 農林水産物や畜産物等の放射性物質検査について人的支援を行うとともに、その検査費用について、検査実施主体に対し、自己負担の無いよう財政支援を行うこと
- (3) 避難住民をはじめとして、農林水産業、畜産業、商工業、観光業等の被害者に対する完全で速やかな損害賠償が円滑になされるよう、国として最大限の支援を行うこと
- (4) 食品中の放射性物質に関する規制値について、国際社会の信頼が回復されるよう、可能な限り早期に、現在の食品衛生法上の暫定規制値ではなく、最新の科学的知見に基づいた規制値を策定するとともに、国民に分かりやすく説明すること

4 ストレステスト等に係る具体的な説明について

福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価、いわゆる「ストレステスト」に関して、評価結果が出た後の運転再開及び継続の可否の判断に関する国の具体的な手続について、立地及び周辺自治体に対し、明確に説明すること

また、評価結果と住民の安心がどのように関連するのかについて説明するとともに、原子力発電所の安全性に対する立地地域住民をはじめとする国民の信頼を回復するため、これまで様々に提起されてきている安全性に関する疑問点について、地域毎の状況を踏まえ、国として丁寧に分かりやすく答えること

5 原子力安全規制体制の見直しについて

国は、原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離し、環境省にその外局として、原子力安全庁(仮称)を設置することとしたが、組織のあり方を検討するに当たっては、単に経済産業省から分離するだけでなく、これまでの原子力安全規制体制の問題点を十分検証し、独立性・透明性の確保された、国民の理解が得られる原子力安全規制体制を確立すること